

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の作付予定面積等		令和5年度の作付目標面積等
		うち二毛作	うち二毛作	
主食用米	231		232.3	235.4
備蓄米	2.2		—	—
飼料用米	0.2		0.2	—
米粉用米	—		—	—
新市場開拓用米	—		—	—
WCS用稻	0.1		0.4	0.7
加工用米	—		—	—
麦	0.7	0.7		—
大豆	2		1.7	2.2
飼料作物	38.1	15	23.6	25
・子実用とうもろこし				
そば	2		3.5	2.2
なたね	—		—	—
地力増進作物	—		—	—
高収益作物				
・野菜	46		45.6	47
・花き・花木	7.7		8.3	7.9
・果樹	2.3		2.4	2.2
・その他の高収益作物	—		—	—
その他				
・きのこ・山菜他	3		3.8	3.5
畑地化				

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	前年度(実績)	目標値
1-1 1-2	白ネギ、ブロッコリー、アスパラガス、ホウレンソウ、生姜、自然薯、どうだんつじ、りんどう、テツボウユリ、ルバーブ、キクイモ	地域特産作付助成	作付面積	(令和3年度) 1-1 1.7ha 1-2 4.2ha	(令和5年度) 1-1 2.5ha 1-2 4.0ha
2	飼料作物、WCS用稻	圃地化推進助成	作付面積 取組農家数	(令和3年度) 9.5ha 23戸	(令和5年度) 10.5ha 25戸
3	直売所向け野菜等	野菜等の直売所等利用支援	作付面積	(令和3年度) 7.2ha	(令和5年度) 6.5ha
4	野菜、花き、花木、果樹、等	野菜等堆肥散布助成	作付面積	(令和3年度) 1.4ha	(令和5年度) 1.0ha
5	野菜、花き、花木、果樹、キノコ類等	施設園芸助成	作付面積	(令和3年度) 1.1ha	(令和5年度) 1.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

新様式(公表用)

都道府県名:

協議会名:

整理番号	用途※1	作期等※2	単価 (円/10a)	対象作物※3	取組要件等※4
1-1	地域特産作付助成	1	26,400	白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、りんどう、どうだんつづじ、自然薯、テンポウユリ、キクイモ、ルバーブ	○対象者 ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家
1-2	地域特産作付助成	1	30,400	白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、りんどう、どうだんつづじ、自然薯、テンポウユリ、キクイモ、ルバーブ	○対象者 ・農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体
2	団地化推進助成	1	5,600	飼料作物、WCS用稻(基幹作)	○対象者 ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○その他 ・産地交付金対象水田において、対象作物ごとに1団地で0.8ha以上の団地が形成されていること。 ・2つ以上の田が畦畔で接続、又は農道及び道路又は用排水路を挟んで接続。 ・1圃場につき1回の助成とすること。
3	野菜等の直売所等利用支援	1	16,000	野菜、花き、花木、果樹等(基幹作)	○対象者 ・生産者団体等へ加入している経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○その他 ・1-1、1-2以外の支援対象作物を直売所、市場、給食センター、飲食店へ販売すること ・花木、果樹の対象年限を新植から3年以内とする
4	野菜等堆肥散布助成	1	12,000	野菜、花き、花木、果樹等(基幹作)	○対象者 ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○その他 ・島牧いなば農業協同組合管内の畜産農家で生産された堆肥の利用に限る ・堆肥の散布量が10a当たり標ね2t又は4m ³ 以上であること ・花木、果樹の対象年限を3年とする(令和2年4月1日から令和5年3月31日までに新植又は改植を行ったものに限る) ・1圃場につき一年に一回のみ対象とする
5	施設園芸助成	1	24,000	野菜、花き、花木、果樹、キノコ類等(基幹作)	○対象者 ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○その他 ・花木、果樹の対象年限を新植から3年以内とする ・1圃場につき一年に一回のみ対象とする

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個別)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個別)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

智頭町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
	当初配分 (A)	追加配分 (B)	
智頭町農業再生協議会	4,996,000	4,996,000	4,159,200

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分率

4,996,000

整理番号	用途 ※1	単価① (円/10a) ※2	面積(単位)※3						合計 ② ※5								
			戦略作物			高収益作物											
作期等	表	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稻	加工用米	そば	なたね	野菜	花・花木	果樹	その他 高収益作物				
1-1 地域特産作付助成	1	26,400								110	70		180	475,200			
1-2 地域特産作付助成	1	30,400								390	90		480	1,459,200			
2 固地化推進助成	1	5,600											980	548,800			
3 野菜等の直売所等利用支援	1	16,000								510	110	60	90	770	1,232,000		
4 野菜等堆肥散布助成	1	12,000								8		120	12	150	180,000		
5 施設園芸助成	1	24,000										60	14	33	3	110	264,000
合計(基幹)※4			実面積							8		1,190	296	93	93	2,670	4,159,200
合計(二毛作)※4			実面積														

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支授の支授の範囲は任意に設定することができます。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支授を行う用途については、追加配分額が未定の段階においては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

また、「合計(②)欄は、基幹作、二毛作を対象とした設定の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。

※5 ③の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重符には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに产地交付金の活用方法の明細(個票)を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- ①個票の上限単価の範囲で一律に充当する。
- ②上限まで充当してもなお残余がある場合、全ての使途で一律に追加助成を行う。
- ③必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数 = 配分額／(使途ごとの対象面積 × 交付単価) の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

5. 所要額が配分枠を超えた場合の調整方法

- ①整理番号1～5の単価を一律に減額する。
- ②必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数 = 配分額／(使途ごとの実績 × 交付単価) の合計 単価調整係数は小数点第4位以下切り捨てとする。

6. 高収益作物について

注1 產地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花木・果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	智頭町農業再生協議会			整理番号	1-1 1-2																	
使途名	地域特産作付助成																					
対象作物	白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、りんどう、どうだんつづじ、自然薯、テッポウユリ、キクイモ、ルバーブ（基幹作）																					
単価	1-1 26,400円/10a (上限: 33,000円/10a) 1-2 30,400円/10a (上限: 38,000円/10a)																					
課題	<p>地域振興作物の白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜と、智頭町特産作物のりんどう、どうだんつづじ、自然薯、テッポウユリ、キクイモ、ルバーブでは、各品目にそれぞれ以下の様なコストや労力面の課題がある。町の特色ある産業維持のため、生産振興を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー：雪害や台風による品質低下、また排水不良による低収等の対策として倒伏防止支柱の設置、溝切り等が必要。 ・ホウレンソウについては、夏場の高温・乾燥対策として、遮光資材、灌水設備の設置等が必要。 ・ショウガについては、排水不良による低収等の対策として溝切り、大雨・長雨後の追加防除等が必要。 ・りんどう：智頭町に適した品種の選抜が不十分で、新系統の導入と育苗技術の確立が必要。 ・テッポウユリ：高単価の見込める盆出荷に向けた栽培技術の確立が必要。 ・どうだんつづじ：町花として指定されている特徴的な品目であるが、未収益期間が長く、投資回収に時間がかかる。また近年では「どうだんまつり」での販売に限られており販路開拓が必要である。 ・自然薯：町の特産品目であり、独自系統を選抜する等産地として努力してきたが、近年では「ねばりっこ」（県オリジナル長芋）と競合し、販路が課題となっている。進物をどう伸ばしていくか検討が必要。 ・キクイモは収穫、出荷作業に手間がかってしまい、収穫用機械の導入が必要。 ・ルバーブは現在ジャムとして加工して出荷しているが加工用途の検討および販路の開拓が必要。 																					
目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">作付面積</th> <th>目標</th> <td>1-1 3.8ha 1-2 3.3ha</td> <td>1-1 2.3ha 1-2 3.6ha</td> <td>1-1 2.4ha 1-2 3.8ha</td> <td>1-1 2.5ha 1-2 4.0ha</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>実績</th> <td>1-1 2.1ha 1-2 3.5ha</td> <td>1-1 1.7ha 1-2 4.2ha</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	作付面積	目標	1-1 3.8ha 1-2 3.3ha	1-1 2.3ha 1-2 3.6ha	1-1 2.4ha 1-2 3.8ha	1-1 2.5ha 1-2 4.0ha	実績	1-1 2.1ha 1-2 3.5ha	1-1 1.7ha 1-2 4.2ha	-	-
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																	
作付面積	目標	1-1 3.8ha 1-2 3.3ha	1-1 2.3ha 1-2 3.6ha	1-1 2.4ha 1-2 3.8ha	1-1 2.5ha 1-2 4.0ha																	
	実績	1-1 2.1ha 1-2 3.5ha	1-1 1.7ha 1-2 4.2ha	-	-																	
内容	対象作物の作付、販売等をする農業者等に対して、作付面積に応じて助成する。																					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・1-1 経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家 ・1-2 農地中間管理機構から農地を借り受けている農業者、認定農業者、認定新規就農者、集落営農又は人・農地プランに位置付けられた地域の中心となる経営体 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、ホウレンソウ、生姜、りんどう、どうだんつづじ、自然薯、テッポウユリ、キクイモ、ルバーブ（基幹作） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を上げるために必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること 																					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認（7月） ・販売実績（初年度収穫のできない作物については作業日誌のみでも可） ・協議会が作成した対象者名簿による確認 																					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計																					
備考																						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	智頭町農業再生協議会			整理番号	2																	
使途名	団地化推進助成																					
対象作物	飼料作物、WCS用稻（基幹作）																					
単 価	5,600円/10a (上限: 7,000円/10a)																					
課 題	<p>智頭町は畜産業が盛んであり、地元からの安価で安定的な自給飼料の確保が求められている。</p> <p>しかし、山間農業地域であり、1筆当たりのほ場の面積が県内で最も小さく（約6a/筆）作業効率が悪い。飼料作物やWCS用稻の団地化を進め効率的な機械作業を推進し、コスト低減を図っていく必要がある。</p>																					
目 標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">作付面積 取組農家数</th> <th>目標</th> <td>9.0ha 25戸</td> <td>10.3ha 24戸</td> <td>10.4ha 25戸</td> <td>10.5ha 25戸</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>実績</th> <td>10.2ha 24戸</td> <td>9.5ha 23戸</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>							令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	作付面積 取組農家数	目標	9.0ha 25戸	10.3ha 24戸	10.4ha 25戸	10.5ha 25戸	実績	10.2ha 24戸	9.5ha 23戸	-	-
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																	
作付面積 取組農家数	目標	9.0ha 25戸	10.3ha 24戸	10.4ha 25戸	10.5ha 25戸																	
	実績	10.2ha 24戸	9.5ha 23戸	-	-																	
内 容	団地化によって作業効率を上げるとともに、自給飼料の安定供給を図るため、団地化に対する支援を行う。																					
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・飼料作物、WCS用稻（基幹作） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・産地交付金対象水田において、対象作物ごとに1団地で0.8ha以上の団地が形成されていること。 ・2つ以上の田が畦畔で接続、又は農道及び道路又は用排水路を挟んで接続。 ・1圃場につき1回の助成とすること。 ・WCS用稻は新規需要米の認定を受けている。 																					
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等交付金交付申請書及び対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認（7月） ・団地化計画図面等により確認 ・新規需要米の出荷計画一覧表等により確認 																					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計																					
備考																						

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	智頭町農業再生協議会			整理番号	3
使途名	野菜等の直売所等利用支援				
対象作物	野菜、花き、花木、果樹等(基幹作)				
単 価	16,000円/10a(上限:20,000円/10a)				
課 題	<p>智頭町は、山間農業地域であり、1筆当たりの農地面積が小さく、また、中心市街地から距離が離れているため、地域特産作物以外はまとまった市場出荷につながりにくい。また、地力が不足しやすい土壤であるため、町内の堆肥の活用を進めているが、散布が主に手作業で行われており、農家の高齢化が進んでいることから作業的な負担が大きく、野菜作付の規模も小さい。</p> <p>そのような中、農家所得につなげるため、「朝どれ野菜」の取組や地元の野菜直売所・学校給食への少量多品目の出荷を進めている。直売所や学校給食からは、切れ目無く、必要な品目を安定的に出荷することが求められており、「朝どれ野菜」の取組者や野菜直売所に出荷する生産者でグループを作り、栽培研修会等を行っている。それらのニーズに沿ったバランスのとれた供給を実現するため、供給先との調整を進め有利販売につなげ、農家所得の向上を図ることが必要である。</p>				
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度
目 標	作付面積	目標	6.5ha	6.4ha	6.5ha
		実績	6.4ha	7.2ha	-
内 容	支援対象作物を直売所、市場、給食センター、飲食店へ販売する農家を支援する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・生産者団体等へ加入している経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き、花木、果樹等(基幹作) ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を上げるために必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること ・1-1, 1-2以外の支援対象作物を直売所、市場、給食センター、飲食店へ販売すること ・花木、果樹の対象年限を新植から3年以内とする 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認(7月) ・販売実績 				
成果等の確認方法	支払対象面積を集計				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号4, 5と重複して支援可能 				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	智頭町農業再生協議会			整理番号	4
使途名	野菜等堆肥散布助成				
対象作物	野菜、花き、花木、果樹等(基幹作)				
単 価	12,000円/10a(上限:15,000円/10a)				
課 題	<p>智頭町では和牛全共で好評価を得た肉用牛の取組等、畜産業が盛んであり、農業生産額の1位となっている。一方で堆肥が利用されるシステムが構築されておらず、今後畜産農家と耕種との連携により、牛糞堆肥の利用を進め、循環型農業の構築を推進するとともに、化学肥料の低減、肥料コストの低減、土作りによる生産性向上を目指す。</p> <p>耕畜連携による家畜堆肥の有効活用を進め、野菜等の高品質化、付加価値化を図ることが必要である。</p>				
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度
	作付面積	目標	1.8ha	0.9ha	1.0ha
		実績	0.9ha	1.4ha	-
内 容	支援対象作物を堆肥を利用して生産し、販売する農家を支援する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き、花木、果樹等（基幹作） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を上げるのに必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること ・鳥取いなば農業協同組合管内の畜産農家で生産された堆肥の利用に限る ・堆肥の散布量が10a当たり概ね2t又は4m³以上であること ・花木、果樹の対象年限を3年とする（令和2年4月1日から令和5年3月31日までに新植又は改植を行ったものに限る） ・一圃場につき一年に一回のみ対象とする 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認（7月） ・販売実績 ・伝票確認（堆肥購入、施用） 				
成果等の確認方法	支払対象面積を集計				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号1-1、1-2、3、5と重複して支援可能 				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細（個票）

協議会名	智頭町農業再生協議会			整理番号	5
使途名	施設園芸助成				
対象作物	野菜、花き、花木、果樹、キノコ類等（基幹作）				
単価	24,000円/10a(上限:30,000円/10a)				
課題	<p>智頭町は、山間農業地域であり、1筆当たりの農地面積が小さく、露地栽培では通年の作付けが難しく、野菜作付の規模も小さい。</p> <p>そのような中、農家所得につなげるため、ビニールハウス等の施設の設置を推進している。年間を通して作付けを行うことにより収量確保につなげ、農家所得の向上を目指すためには施設が必要となっている。</p> <p>また、智頭町では降雪が多く、冬期には倒壊防止のために雪害対策として支柱の設置、被覆の一時撤去等の対策が必要となっており、多くの経費・手間がかかっている。</p>				
目標			令和2年度	令和3年度	令和4年度
目標	作付面積	目標	1.06ha	1.0ha	1.0ha
		実績	0.9ha	1.1ha	-
内容	支援対象作物を農業用施設を利用し、販売する農家を支援する。				
具体的要件	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策実施要綱に定める水田 ○対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き、花木、果樹、キノコ類等（基幹作）（施設栽培） ○その他 <ul style="list-style-type: none"> ・通常の収穫を上げるために必要な植栽密度があり、通常の肥培管理を行っていること ・花木、果樹の対象年限を新植から3年以内とする ・一圃場につき一年に一回のみ対象とする 				
取組の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・対象作物の作付、販売状況がわかる書類等 ○対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認（7月） ・販売実績 				
成果等の確認方法	支払対象面積を集計				
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・整理番号1-1、1-2、3、4と重複して支援可能 				

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和4年度から新規に設定した目標については、令和2年度及び3年度の目標の記載は不要です。